

令和6年2月13日

3学年 保護者様
受検生の皆さん

藤沢市立湘南台中学校
校長 松原 保

公立高等学校を受検するにあたっての注意（重要）

いよいよ公立高校の受検の時期になりました。受検生の皆さんは体調を整え、今まで努力してきた成果を十分に発揮できるように最後まで頑張ってください。今年度も受検生の皆さんが安全に検査を受けることができるように、神奈川県教育委員会、県立学校長会議入学者選抜研究会、神奈川県公立中学校長会で、次の内容について確認しました。

1 学力検査の実施有無（共通選抜・定通分割）について（当日の情報）

- ① 午前6時30分以降、テレビ神奈川のデータ放送でも確認ができます。

確認の方法：リモコンのd ボタンを押し、次に赤色のボタンを押し。

「県のお知らせ」として検査の実施有無の情報が表示される。

- ② 午前6時30分以降、ウェブページ上でも確認ができます。

(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/oshirase/kensa.html>)

※上記の① ② は検査時刻等の変更の有無にかかわらず放送又は掲載があります。

- ③ 共通選抜において、全校一斉で検査時間の「開始時間の繰り下げ」「検査の中止、延期」があった場合は、県内のJR、小田急、京急、東急の各駅構内放送でも連絡があります。（相模鉄道、横浜市営地下鉄では構内掲示板で連絡があります。）



2 学力検査のために会場に向かう途中でトラブルが発生した場合

- ① 検査会場へ向かう途中、交通機関に遅延が生じ、検査会場に遅刻する場合は、慌てず落ち着いて会場に向かうようにしてください。※1可能であれば中学校に※2連絡してください。

※1：会場まで利用したことがない交通機関（代替輸送を除く）を無理に使う必要はありません。

交通機関が遅れた場合、最寄りの駅で「遅延証明書」が発行されるので、無理のない範囲で受け取り、中学校に提出してください。（「遅延証明書」については※3も参照のこと）

※2：中学校への連絡手段として、公衆電話が見つからない場合は、公衆電話を探すより、会場に安全に向かうことを優先に考え行動してください。場合によっては会場まで公衆電話がないこともあります。（携帯電話等の所持の必要性は全くありません。）

- ② 中学校は受検生から連絡があった場合、受検する高等学校に受検生の状況を連絡します。

- ③ 交通機関の遅延によって検査に遅刻し、学力検査の一部又は全部を受検できなかった場合、中学校から提出する「事由報告書」※3により選考の対象となります。受検資格を失うことはありません。

※3：事由報告書に、交通機関の遅延の場合「遅延証明書」を添付する必要がありますが、「遅延証明書」を受け取るのを忘れた場合（受け取ることができなかった場合）は、中学校から関係する交通機関に問い合わせ・確認をするので心配はいりません。

3 携帯電話所持について

公立高等学校入学者選抜学力検査日において、携帯電話・スマートフォン、ウェアラブル端末等の携帯情報端末の**検査会場への持ち込みは禁止**です。高等学校の指示に従わず、許可なく所持している場合は、**妨害行為、不正行為**とみなされる場合があります。

- ◇ 高校の指示に従わず、検査中に携帯電話等が検査会場内で鳴った（バイブレーションを含む。）場合は、妨害行為とみなされることがあり、高等学校長が妨害行為とみなした場合はその受検者の措置を決定する。特に英語リスニングテストでは、周囲の受検生への迷惑行為となる。
- ◇ 高校の指示に従わず、検査会場内で携帯電話等を所持していた場合は、不正行為とみなされることがあり、高等学校長が不正行為とみなした場合はその受検者の措置を決定する。

ただし、大雪等荒天時の受検者に対する安全確保対策として、特例として次のような対応があります。

- ① 大雪等の対策で、携帯電話等を持参することが必要と判断された場合は、事前に保護者から中学校へ相談してください。中学校が所持を認めた場合は学校の封筒を渡しますので、それに受検生の氏名・受検番号を記入し、検査当日その封筒を持って行ってください。検査会場に着いたらすぐに電源を切り、封筒に入れ高等学校の指示に従ってください。
 - ② 検査当日の朝（検査日の前が土日の場合も含む）に、大雪等の対策で携帯電話等を持参することが必要と保護者が判断した場合は、中学校に連絡をする必要はありませんので、自宅にある封筒を用意し、高等学校到着後は、事前に申し出のあった生徒と同様に対応し、高等学校の指示に従うようにしてください。
 - ③ 中学校から配布された中学校名入りの封筒を検査当日忘れた場合は、高等学校にその旨を伝え、高等学校の指示に従ってください。
 - ④ 中学校への相談なく、誤って携帯電話等を持ち込んだ場合も、高等学校の指示に従ってください。高等学校の指示に従わず所持していた場合は、妨害行為、不正行為とみなされる可能性があります。
- ※ 携帯電話所持について「大雪等」という表現の「等」は天候の状況のことを示しています。これ以外のことに拡大解釈しないようにお願いします。

4 検査終了後の注意

- ① 検査が終了し帰宅する場合は高等学校の指示に従ってください。
- ② 天候その他のことが原因で交通機関等に乱れ等が発生し、受検生が安全に帰宅できないと高等学校が判断（県教委の指示も含む）した場合は、受検生を帰宅させないで高等学校に保護することになっています。したがって、受検生は高校の指示に従わず、自分の判断で帰ることがないようにしてください。
- ③ 高等学校が受検生を保護した場合は、高等学校から中学校に連絡が入ることになっています。そして中学校から保護者に受検生の状況を連絡します。場合によっては、生徒の引き取りを保護者にお願いすることもあります。
- ④ 高等学校は保護している受検生の保護者が引き取りに来た場合、または交通機関等に問題がないと確認できた段階で受検生を帰宅させます。

5 特色検査等の注意

- ① 受検生が検査会場へ向かう途中、交通機関の遅延が生じた場合は、安全に留意して会場に向かうように努め、可能であれば中学校に連絡してください。（学力検査と同様）
- ② 中学校は受検生から連絡があった場合は、受検する高等学校に受検生の状況を連絡します。
ただし、会場の到着が大幅に遅れる場合や会場に行くことが不可能な場合は、高等学校から指示がありますので、その指示を伝えるために、受検生は再度、中学校に連絡してください。

6 感染症等による体調不良の場合について

感染症等による体調不良等、やむを得ない状況が生じた場合は速やかに中学校に連絡してください。